

## 立地適正化計画の届出の種類

### 1. 届出が必要な行為

#### (1) 都市機能誘導区域外

都市機能誘導区域外において以下の行為を行う場合は、着工の30日前までに届出書（様式）に添付書類を添えて提出してください。

##### ① 開発行為（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

○届出書・・・・・・・・・・様式第18

○添付書類

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上のもの）
- ・設計図（縮尺1/100以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図（縮尺1/1,000程度）】

##### ② 建築等行為（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

○届出書・・・・・・・・・・様式第19

○添付書類

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上のもの）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（それぞれ縮尺1/50以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図（縮尺1/1,000程度）】

##### ③ 届出内容の変更（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

○届出書・・・・・・・・・・様式第20

○添付書類

- ・開発行為または建築等行為の届出に必要な書類

#### (2) 居住誘導区域外

居住誘導区域外において以下の行為を行う場合は、着工の30日前までに届出書（様式）に添付書類を添えて提出してください。

##### ① 開発行為（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

○届出書・・・・・・・・・・様式第10

○添付書類

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上のもの）
- ・設計図（縮尺1/100以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図（縮尺1/1,000程度）】

##### ② 建築等行為（法都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

○届出書・・・・・・・・・・様式第11

○添付書類

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上のもの）

- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（それぞれ縮尺 1/50 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図（縮尺 1/1,000 程度）】

③ 届出内容の変更（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

- 届出書・・・・・・・・・・様式第 12
- 添付書類
  - ・開発行為または建築等行為の届出に必要な書類

(3) 都市機能誘導区域内

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに届出書（様式）を提出してください。

① 誘導施設の休廃止（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

- 届出書・・・・・・・・・・様式第 21

2. 届出不要の行為

以下の行為については届出の必要はありません。

(1) 都市機能誘導区域外

（都市再生特別措置法 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 35 条）

- ① 弘前市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
- ③ 建築物を改築し、又は用途を変更して「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為

(2) 居住誘導区域外

（都市再生特別措置法 88 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 27 条）

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 「①」の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又は用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為